

新	旧
<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>第四条の二 別記十九に掲げる特定金融業（特定金融会社等の会計の整理に関する命令（平成十一年総理府令・大蔵省令第三十二号）第一条第二項に規定する特定金融業をいう。以下同じ。）を営む株式会社及び指定法人が特定金融業以外の他の事業を兼ねて営む場合には、第三条及び前条の規定にかかわらず、特定金融業に関する事項については、特定金融会社等の会計の整理に関する命令の定めによるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第八条 1～15 （略）</p> <p>16 この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>イ～ヘ （略）</p> <p>ト 財務諸表提出会社の役員（法第二十一条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者の近親者</p> <p>チ （略）</p> <p>17・18 （略）</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>（新設）</p> <p>（定義）</p> <p>第八条 1～15 （略）</p> <p>16 この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>イ～ヘ （略）</p> <p>ト 財務諸表提出会社の役員（法第五条第一項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者</p> <p>チ （略）</p> <p>17・18 （略）</p>

第六章 附属明細表

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第一百九条 別記事業を営む株式会社及び指定法人のうち、次の各号に定めるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、次の各号に定めるところによる。ただし、当該株式会社及び指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については作成を要しない。

一〇九 (略)

十 特定金融会社等の会計の整理に関する命令の適用を受ける株式会社及び指定法人については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、第一号から前号までに掲げる株式会社又は指定法人に該当する場合には、第一号から前号までに規定するところにより作成するものとする。

別記

一〇十八 (略)

十九 特定金融業

第六章 附属明細表

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第一百九条 別記事業を営む株式会社及び指定法人のうち、次の各号に定めるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、次の各号に定めるところによる。ただし、当該株式会社及び指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については作成を要しない。

一〇九 (略)

(新設)

別記

一〇十八 (略)

(新設)